

笠置町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

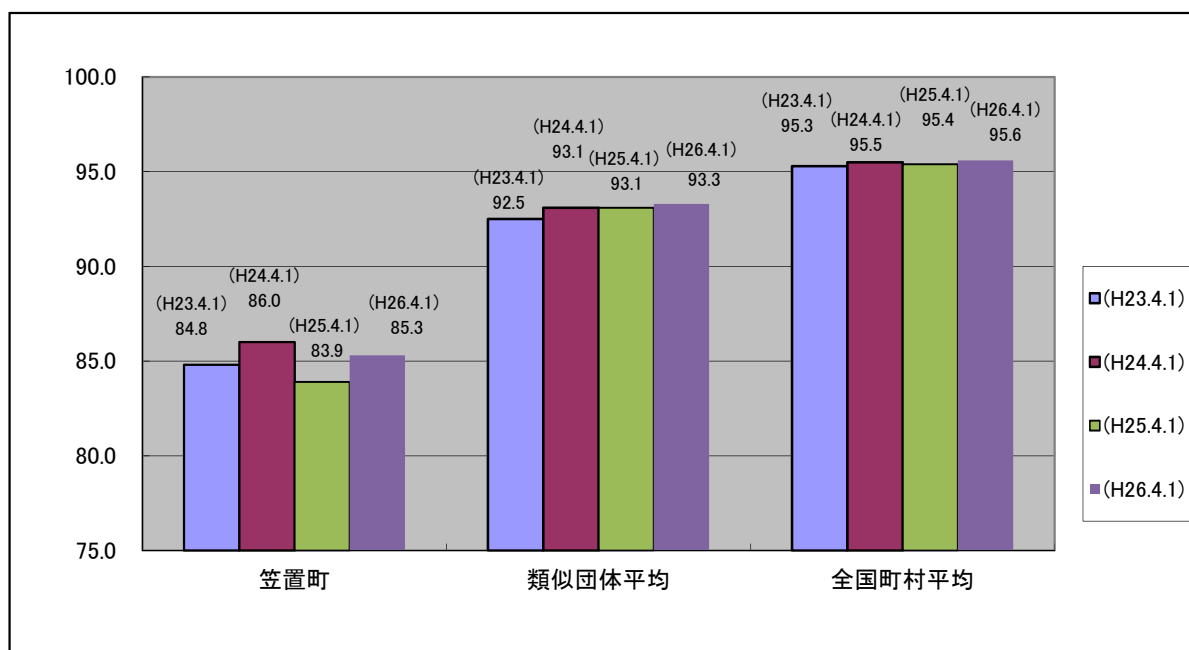
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	1,529	1,304,918	57,601	340,187	26.1	25.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体 (I-2) 平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	43	134,671	22,060	47,929	204,660	4,760	5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①から③に該当しない。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

ラスパイレース指数が示すとおり、当町の給与水準が以前より低いことから実施しない。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

当町は地域手当未支給地となっている（ただし人事院規則9-49 別表第1に定める支給地域に勤務する者を除く）。

③その他の見直し内容

特になし。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	42.9歳	282,904円	340,519円	309,007円
京都府	44.3歳	335,952円	428,204円	385,291円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体 (I-2)	42.4歳	301,845円	343,565円	327,931円

②技能労務職

※ 対象となる職員が1人のため、個人の特定を避けることとして、表示していない。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	33.3歳	235,500円	280,649円	242,605円
京都府	—	—	—	—
国	43.5歳	372,375円	—	443,555円
類似団体 (I-2)	39.7歳	287,314円	334,307円	310,096円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	44.7歳	275,233円	307,813円	291,299円
京都府	—	—	—	—
国	41.8歳	331,688円	—	377,975円
類似団体 (I-2)	40.7歳	276,269円	302,160円	288,563円

⑤看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	32.7歳	223,650円	267,961円	237,900円
京都府	—	—	—	—
国	46.3歳	315,397円	—	345,048円
類似団体 (I-2)	42.3歳	293,722円	326,847円	306,352円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		笠置町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200円	179,700円	172,200円
	高校卒	140,100円	145,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	—	—
	中校卒	—	—	—
税務職	大学卒	172,200円	—	—
	高校卒	140,100円	—	—
福祉職	大学卒	172,200円	—	—
	高校卒	140,100円	—	—
看護・保健職	大学卒	172,200円	—	—
	高校卒	140,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年	経験年数 25年以上
一般行政職	大学卒	—	—	287,640円	※
	高校卒	※	※	—	363,682円
技能労務職	高校卒	—	—	—	※
	中校卒	—	—	—	—
税務職	大学卒	—	—	—	※
	高校卒	—	—	—	—
福祉職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	※
看護・保健職	大学卒	—	※	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 該当者がいない欄については「—」としている。

2 対象となる職員数が3人以下の場合は、個人の特定を避けるため、「※」としている。

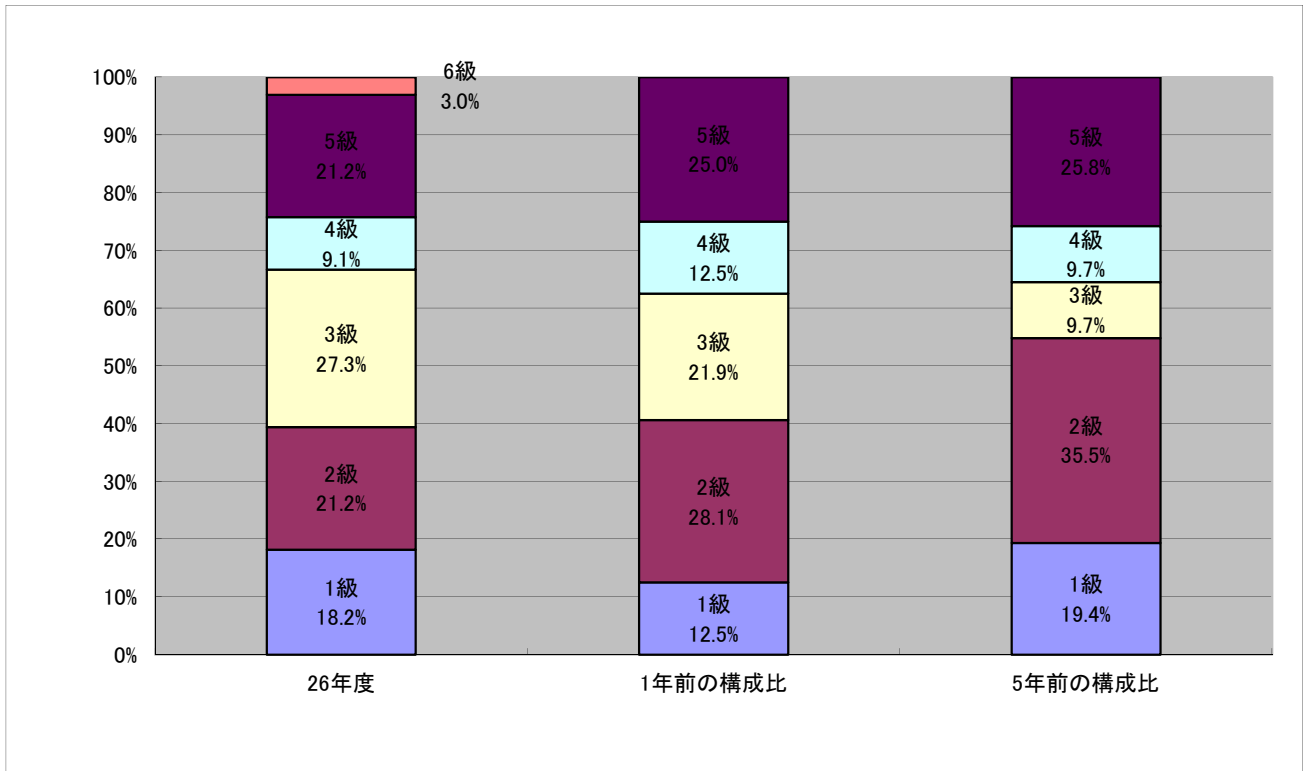
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事補、主事	6人	18.2%	135,600円	243,700円
2級	主任	7人	21.2%	185,800円	309,200円
3級	主査	9人	27.3%	222,900円	356,400円
4級	課長補佐	3人	9.1%	261,900円	390,100円
5級	課長	7人	21.2%	289,200円	402,500円
6級	参事	1人	3.0%	320,600円	424,600円

(注) 1 笠置町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施している

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

笠置町	京都府	国
一人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,235千円	一人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,599千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 役職加算 5、6級 10% 3、4級 5% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員にかかる支給割合である。

【参考】 勤勉手当の勤務制実績の反映状況 (一般行政職)

実施している。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

笠置町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.570月分	勤続25年	30.82月分	36.570月分
勤続35年	43.70月分	52.440月分	勤続35年	43.70月分	52.440月分
最高限度額	52.44月分	52.440月分	最高限度額	52.44月分	52.440月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%～20%加算			2%～45%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
18,891千円		千円			

(注) 退職手当の1人あたりの平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）		0千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（平成25年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全町	0%	0人	0%

※ ただし人事院規則9-49 別表第1に定める支給地域に勤務する者を除く。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	—
支給職員1人あたり平均支給年額（平成25年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	—
手当の種類（手当額）	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	6,959千円
職員1人あたり平均支給年額（平成25年度決算）	162千円
支給実績（平成24年度決算）	8,767千円
職員1人あたり平均支給年額（平成24年度決算）	237千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給1人当たり平均 支給年額 (25年度決算)					
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族（配偶者を除く） 1人につき 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族の場合 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの 扶養親族 1人につき5,000円加算	同	—	6,515千円	232,625円					
	住居手当					借家（家賃に応じて） 最高27,000円	同	—	1,692千円	282,000円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額（55,000円限度） 交通用具利用者（距離2km以上） 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,000円 5km以上 10km未満 月額 4,100円 10km以上 15km未満 月額 6,500円 15km以上 20km未満 月額 8,900円 20km以上 25km未満 月額 11,300円 25km以上 30km未満 月額 13,700円 30km以上 35km未満 月額 16,100円 35km以上 40km未満 月額 18,500円 40km以上 45km未満 月額 20,900円 45km以上 50km未満 月額 21,800円 50km以上 55km未満 月額 22,700円 55km以上 60km未満 月額 23,600円 60km以上 月額 24,500円	同	—	2,525千円	97,082円					
	管理職手当					課長級職員 給料×8%	同	—	3,454千円	345,462円

5. 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	市区町村長	670,000円	(670,000円)	(参考)類団における最高/最低 840,000円/230,400円
	副市区町村長	585,000円	(585,000円)	705,000円/385,000円
	収入役	—	(—)	—
報 酬	議長	270,000円	(270,000円)	395,000円/140,000円
	副議長	190,000円	(190,000円)	310,000円/115,000円
	議員	170,000円	(170,000円)	290,000円/100,000円
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長 収入役	(25年度支給割合) 年間 2.95月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 年間 2.95月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市区町村長	給料月額×530/100×在職年数	14,204千円	任期ごと
	収入役	給料月額×315/100×在職年数	7,371千円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

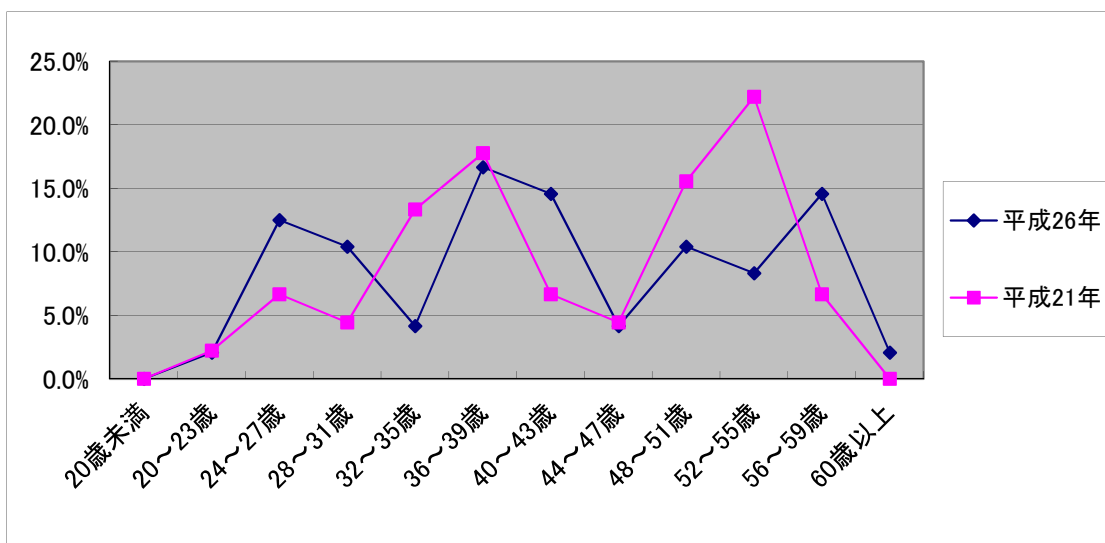
部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成25年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	12	10	2	職員の次世代育成による増員
		税務	4	4	0	
		民生	13	13	0	
		衛生	3	3	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	3	3	0	
		土木	3	3	0	
		計	42	40	2	【参考】人口1万人あたりの職員数 274.69人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.76人)
	教育部門	3	3	0		
小計	45	43	0	【参考】人口1万人あたりの職員数 294.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.36人)		
公営企業会計部門	簡易水道	1	1	0		
	国民健康保険	1	1	0		
	介護保険	1	1	0		
	小計	3	3	0		
合計			48	46	0	【参考】人口1万人あたりの職員数 313.93人
			[48]	[48]	[]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年職員齢別構成の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 1	人 6	人 5	人 2	人 8	人 7	人 2	人 5	人 4	人 7	人 1	人 48



(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数 (率)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般行政職	37	38	39	38	40	42	5人 (13.5%)
教育	4	4	4	4	3	3	△1人 (△25.0%)
普通会計計	41	42	43	42	43	45	4人 (9.8%)
公営企業等会計計	4	4	4	4	3	3	△1人 (△25.0%)
総合計	45	46	47	46	46	48	3人 (6.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7. 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	(参考) 平成24年度総 費用に占める職員給与 費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	29,768	1,913	※	—	—

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
25	1	※	※	※	※	※

(注) 1 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

2 当該事業の職員数は1人のため、個人の特定を避けるため、「※」としている。

イ) 特記事項

特になし

②職員の手当の状況

ア) 期末・勤勉手当

笠置町 (簡易水道事業)		笠置町 (一般行政職)	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算	5、6級 10%	役職加算	5、6級 10%
	3、4級 5%		3、4級 5%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

笠置町（簡易水道事業）			笠置町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.570月分	勤続25年	30.82月分	36.570月分
勤続35年	43.70月分	52.440月分	勤続35年	43.70月分	52.440月分
最高限度額	52.44月分	52.440月分	最高限度額	52.44月分	52.440月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%～20%加算			2%～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
－ 千円			18,891千円		

ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		－	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		－	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
全町	0%	0人	0%

エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	－
支給職員1人あたり平均支給年額（平成25年度決算）	－
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	－
手当の種類（手当額）	－

オ) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	一般行政職に同じ	同	－	※	※
住居手当	〃	同	－	－	－
通勤手当	〃	同	－	※	※
管理職手当	〃	同	－	－	－